平成２６年（フ）第１２３１号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目16番５号　メゾンドラーク102
債務者　柴野　克明
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８８号
札幌市北区北36条西４丁目２番11―702号
債務者　山末　明智
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２５号
札幌市東区伏古10条５丁目４番17号
債務者　菅原久美子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２６号
北海道恵庭市恵み野南２丁目６番19
債務者　橋本　　智
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２７号
北海道恵庭市恵み野南２丁目６番19
債務者　橋本　俊子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４２号
札幌市白石区菊水４条１丁目５番15号　シュプレム菊水105号
債務者　樋口　盛子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４６号
北海道江別市大麻栄町24番地の24
債務者　工藤　　一
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８８号
札幌市手稲区富丘３条３丁目１番30号　アークヒルズ２―102号
債務者　齋藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９１号
札幌市豊平区月寒東２条２丁目２番８―302号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０１号
札幌市東区東雁来８条２丁目７番12号　イマジンコーポ壱番館101号
債務者　森本由紀恵（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０６号
札幌市中央区南12条西１丁目１番７―506号
債務者　三嶋　　清
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２２号
札幌市手稲区稲穂５条３丁目５番14号
債務者　平野真奈美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２８号
北海道江別市東野幌本町60番地の12　レオネクストＭＩＳＡＫＩ108号室
債務者　石田なぎさ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３１号
札幌市白石区北郷７条８丁目６番11―101号
債務者　森谷　京子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４１号
札幌市西区発寒３条３丁目２番７号　コーポ竹澤Ｎｏ．２―101号
債務者　後藤　勝利
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５３号
札幌市中央区南５条西12丁目1303番地　レジデンス大井203号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５４号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目１番３―306号
債務者　久保美和子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部